

インド 意匠法

2000 年法律第 16 号改正

2001 年 5 月 11 日施行

目次

第 I 章 序

第 1 条 略称，適用地域及び施行

第 2 条 定義

第 II 章 意匠登録

第 3 条 長官及びその他の職員

第 4 条 一定の意匠の登録禁止

第 5 条 意匠登録出願

第 6 条 特定物品に関する登録

第 7 条 登録意匠の詳細の公告

第 8 条 出願の代替等に関する命令を発する長官の権限

第 9 条 登録証

第 10 条 意匠登録簿

第 III 章 登録意匠の意匠権

第 11 条 登録による意匠権

第 12 条 失効意匠の回復

第 13 条 失効した意匠権の回復申請の処理手続

第 14 条 回復された失効意匠の所有者の権利

第 15 条 販売による引渡し前の要件

第 16 条 開示の意匠権への影響

第 17 条 登録意匠の閲覧

第 18 条 意匠権の存在に係る情報

第 19 条 登録取消

第 20 条 政府を拘束する意匠

第 IV 章 産業及び国際博覧会

第 21 条 博覧会に係る規定

第 V 章 法的手続

第 22 条 登録意匠の盗用

第 23 条 特許に係る本法の一定の規定の意匠への適用

第VI章 一般

手数料

第24条 手数料

特許庁における登録簿及び他の書類に係る規定

第25条 信託の通知が登録簿に登録されないこと

第26条 登録簿の閲覧及び抄本

第27条 長官報告の特権

第28条 出願が放棄された場合等の明細書，図面等の公開禁止

第29条 誤記を訂正する長官の権限

第30条 譲渡及び移転の登録簿への登録

第31条 登録簿の更正

第VII章 長官の権限及び義務

第32条 本法に基づく手続における長官の権限

第33条 長官による裁量権の行使

第34条 中央政府の指令を受ける長官の権限

第35条 一定の場合における意匠登録の拒絶

第36条 高等裁判所への上訴

第VIII章 証拠等

第37条 長官に対する証拠

第38条 長官の証書が証拠であること

第39条 特許庁における書類の証拠

第40条 郵送による出願及び通知

第41条 未成年者，心神喪失者等による宣言

第42条 一定の制限条件の無効

第IX章 代理

第43条

第44条 連合王国及びその他の条約国若しくは国家群又は政府間機関との相互協定

第45条 議会に提出すべき長官の報告書

第46条 インドの安全保障

第X章 中央政府の権限等

第47条 規則を制定する中央政府の権限

第XI章 廃止及び除外

第48条 廃止及び除外

第1章 序

第1条 略称，適用地域及び施行

- (1) 本法は，2000年意匠法と称する。
- (2) 本法は，インド全領域を範囲とする。
- (3) 本法は，中央政府が告示によって指定する日に施行するが，本法の異なる条項については異なる施行日を指定することがある。

第2条 定義

本法において，主題又は内容に相反する事項がない限り，

- (a) 「物品」とは，何らかの製品又は物質であって，人工のもの，又は部分的に人工で部分的に天然のものを意味し，かつ，製造して個別に販売することができる物品の何らかの部品を含む。
- (b) 「長官」とは，第3条に掲げた特許意匠商標長官(Controller-General of Patents, Designs and Trade Marks)を意味する。
- (c) 「意匠権」(copyright)とは，意匠が登録されている区分における物品に当該意匠を適用する排他的権利を意味する。
- (d) 「意匠」とは，手工芸的，機械的，若しくは化学的の如何を問わず，又は分離若しくは結合の如何を問わず，工業的方法又は手段により，2次元若しくは3次元又はその双方の形態かを問わず，物品に適用される線又は色彩の形状，輪郭，模様，装飾若しくは構成の特徴に限られるものであって，製品において視覚に訴え，かつ，視覚によってのみ判断されるものを意味する。ただし，構造の態様若しくは原理，又は実質的に単なる機械装置であるものを含まず，1958年商標及び商品標法第2条(1)(v)において定義された商標，インド刑法第479条において定義された財産標章，又は1957年著作権法第2条(c)において定義された芸術的作品も含まない。
- (e) 「高等裁判所」とは，1970年特許法第2条(1)(i)においてそれに割り振られたものと同じの意味を有する。
- (f) 「法律上の代表者」とは，故人の遺産の法律上の代表者を意味する。
- (g) 「創作性のある」とは，意匠に関して，当該意匠の創作者を起源とすることを意味し，それ自体が古くてもそれらの使用については新規である意匠を含む。
- (h) 「特許庁」とは，1970年特許法第74条にいう特許庁を意味する。
- (i) 「所定の」とは，本法に基づく規則による所定のものを意味する。
- (j) 「新規性のある又は創作性のある意匠の所有者」とは，次に掲げる者を意味する。
 - (i) 意匠の創作者が，適正な報酬を得て他人のために職務を遂行する場合は，当該意匠の遂行の受益者である当該他人
 - (ii) 何人かが他人から，排他的にか否かを問わず，意匠又は意匠を物品に適用する権利を取得する場合は，当該意匠又は当該権利についてそれを取得した範囲における当該意匠又は当該権利の取得者
 - (iii) その他の場合は，意匠の創作者。また，意匠権又は意匠適用権が原所有者から他人に譲渡されている場合は，当該他人を含む。

第 11 章 意匠登録

第 3 条 長官及びその他の職員

(1) 1958 年商標及び商品標法第 4 条(1)に基づいて任命された特許意匠商標長官とは、本法の適用上、意匠長官(Controller of Designs)とする。

(2) 本法の適用上、中央政府は、適当と認めるのみの人数の審査官及びその他の職員を適当と認める職名を付して任命することができる。

(3) 本法に従うことを条件として、(2)により任命された職員は、長官の指揮監督の下に、長官が本法に基づく長官の職務であって随時書面をもってする一般又は特別の命令によって遂行を委任する職務を遂行しなければならない。

(4) (3)の一般規定を害することなく、長官は、書面をもってする命令により、及びそれに記載した理由により、(2)により任命された職員に係属中の何らかの事項を撤回し、かつ、当該事項を長官自身で最初から若しくは撤回した段階からの何れかから処理し、又はそれを(2)により任命された他の職員に対して付託することができるものとし、当該職員は、付託命令書に記載の特別指示に従って、当該事項を最初から又は付託段階からの何れかから、遂行することができる。

第 4 条 一定の意匠の登録禁止

次の意匠は、登録することができない。

(a) 新規性若しくは創作性のないもの、又は

(b) 登録出願の出願日前又は該当するときは優先日前に、有形の形態の公開により若しくは使用により又は他の何らかの方法でインドの何れかの場所又は何れかの外国において、公衆に対して開示されたもの、又は

(c) 周知意匠又は周知意匠の組合せから有意に識別できないもの、又は

(d) 中傷的な又はわいせつな事項を包含し又は含むもの

第 5 条 意匠登録出願

(1) 何人かが新規性又は創作性のある意匠であって如何なる国においても先に公開されておらず、かつ、公序良俗に反していないものの所有者である旨の主張をして出願したとき、長官は、本法により意匠を登録することができる。

ただし、長官は、当該登録前に、出願について、当該意匠が本法及びそれに基づいて制定された規則により登録できるか否かに関して、第 3 条(2)により任命された審査官による審査に付託し、当該付託に関する審査官の報告書を検討しなければならない。

(2) (1)による各出願は、所定の様式で行い、かつ、所定の方法で特許庁に提出し、所定の手数料を添えなければならない。

(3) 1 意匠は、1 区分に限り登録することができ、意匠を登録すべき区分について疑義がある場合は、長官はその疑義を決定することができる。

(4) 長官は、適当と認めるときは、登録のため自己に提出された意匠の登録を拒絶することができる。ただし、その拒絶に対して不服がある者は、高等裁判所に上訴することができる。

(5) 出願人の不履行又は怠慢による不備のため所定の期間内に登録できなかった出願は、放棄されたものとみなす。

(6) 意匠が登録されるときは、登録出願日の時点で登録されたものとする。

第6条 特定物品に関する登録

(1) 意匠は、所定の物品区分に含まれた物品の一部又は全部に関して登録することができる。

(2) 何らかの物品の該当する区分に関して生じる疑義については、長官が決定し、当該事項に関する長官の決定を最終的なものとする。

(3) 意匠が、1 物品区分に含まれた物品に関して既に登録されている場合は、当該物品区分に含まれた1又は2以上の他の物品に関する意匠所有者の登録出願は、次に掲げる理由で拒絶されることはなく、またその登録が無効にされることもない。

(a) 当該意匠がそのように先に登録された事実のみによって、当該意匠が新規性若しくは創作性を有する意匠でないとする理由、又は

(b) 当該意匠がそのように先に登録された物品に適用されている事実のみによって、当該意匠がインド若しくは何れかの外国において先に公開されているとする理由

ただし、そのように後にする登録は、当該意匠権期間が先の登録から発生する意匠権期間を超えないことを条件とする。

(4) 何人かが何らかの物品に関して意匠登録を出願し、

(a) 当該意匠が他の物品に関して他人により先に登録されている場合、又は

(b) 当該出願に係る意匠が、同一の物品、又はその特質を変更する程十分でないか若しくはその同一性に影響する程実質的でない修正若しくは変更を施した他の物品に関して、他人により先に登録された意匠からなる場合において、

当該出願が係属している間のいつでも出願人が先に登録された意匠の登録所有者になったときは、本条前記規定は、出願人が出願時に同意匠の登録所有者であったかの如く適用される。

第7条 登録意匠の詳細の公告

長官は、意匠の登録後できる限り速やかに、当該意匠についての詳細を所定の方法で公告させるものとし、その後に当該意匠は公衆の閲覧に供される。

第8条 出願の代替等に関する命令を発する長官の権限

(1) 意匠の登録前にいつでも所定の方法でされた異議申立について、意匠登録の出願人若しくは複数の出願人の1人によりされた書面による譲渡若しくは契約により又は法律の適用により、異議申立人にとって、当該意匠がその後登録されれば権利を受け、又は出願人のそれによる権利又は当該意匠の若しくは当該権利の不可分の持分を受けることができる旨を長官が納得するときは、長官は、当該出願を異議申立人の名義、又は場合に依じて、異議申立人及び出願人又は他の1人若しくは2人以上の共同出願人の名義で処理すべき旨を、本条に従うことを条件として、命令することができる。

(2) 前記の命令は、意匠登録の2人以上の共同出願人の1人によりされた譲渡又は契約によっては、他の1人又は2人以上の出願人の同意のある場合を除き、一切発することができない。

(3) 前記の命令は、意匠の利益の譲渡又は当該譲渡の契約によっては、一切発することができない。ただし、次の場合は、この限りでない。

(a) 当該意匠が譲渡書若しくは契約書において登録出願番号を参照することにより特定され

ている場合，又は

(b) 当該譲渡若しくは契約を行った者から，当該譲渡若しくは契約は出願がされた意匠に係る旨の確認書が長官に対して提出されている場合，又は

(c) 当該意匠に関する異議申立人の権利が，裁判所の判決により最終的に確定した場合，又は

(d) 長官が，当該出願の処理を可能にするための命令，又は(5)によりそれを処理すべき方法を規制するための命令を発する場合

(4) 2人以上の意匠登録共同出願人のうち1人が当該意匠の登録前の何れかの時に死亡した場合は，長官は，1人又は2人以上の生存者により本件に関してされた請求に基づき，かつ，故人の法律上の代表者の同意をもって，当該出願を生存者のみの名義で処理すべき旨を命令することができる。

(5) 出願を処理すべきか否か又は処理すべき方法について意匠登録の共同出願人の間で紛争が生じたときは，長官は，何れかの当事者により所定の方法で長官に対してされた申請に基づき，かつ，全当事者に聴聞を受ける機会を与えた後，1人以上の当事者のみの名義での出願の処理を可能にするため又はその処理の方法を規制するため，又は場合に応じてそれら双方の目的で，適当と認める命令を発することができる。

第9条 登録証

(1) 長官は，登録したときは，意匠所有者に登録証を付与する。

(2) 登録証原本の紛失の場合，又は長官が適切と認める他の場合は，長官は，登録証の1以上の写しを提供することができる。

第10条 意匠登録簿

(1) 特許庁において意匠登録簿と呼ぶ記録簿を保管し，その中に登録意匠所有者の名称及び住所，譲渡及び移転の通知，その他所定の事項を登録し，かつ，当該登録簿は，所定の安全保護措置に従うことを条件として，全部又は一部をコンピュータ，フロッピーディスク，又はディスクケットに保存することができる。

(2) (1)により，意匠登録簿の全部又は一部をコンピュータに保存する場合は，本法における意匠登録簿における登録への言及は，コンピュータ，フロッピーディスク，又はディスクケットにそのように保存された登録への言及と解釈する。

(3) 本法施行時に存在する意匠登録簿は，本法による意匠登録簿に統一され，その一部を構成する。

(4) 意匠登録簿は，本法により意匠登録簿に記載すべき旨を指令され又は授權されている事項の一応の証拠とする。

第 III 章 登録意匠の意匠権

第 11 条 登録による意匠権

(1) 意匠が登録された時、登録意匠所有者は、本法に従うことを条件として、登録日から 10 年間当該意匠権を有する。

(2) 前記 10 年間の満了前に意匠権期間の延長申請が所定の方法で長官に対してされたときは、長官は、所定の手数料の納付により、意匠権期間を、最初の 10 年間の満了時から、次期の 5 年間延長する。

第 12 条 失効意匠の回復

(1) 第 11 条(2)による意匠権期間延長の手数料の納付がなかったことにより意匠権が失効した場合は、当該意匠所有者又はその者の法律上の代表者、及び当該意匠が 2 人以上の共有であった場合は、長官の許可を得てそれらの中の 1 人以上が、その他の者と共同せずに、当該意匠権の失効日から 1 年以内に、所定の手数料を納付の上所定の方法で、当該意匠権の回復申請をすることができる。

(2) 本条に基づく申請には、所定の手数料の不納付に至った状況を十分に記述し、かつ、所定の方法で証明された陳述書を含まなければならない、長官は、必要と認める追加の証拠を申請人に要求することができる。

第 13 条 失効した意匠権の回復申請の処理手続

(1) 申請人が希望し又は長官が適当と認める場合において、申請人を聴聞した後、長官が意匠権期間の延長手数料の不納付が故意でなく、かつ、申請をするのに不当な遅延がなかったことに納得するときは、未納付の意匠権期間延長手数料及び所定の追加手数料の納付があれば、意匠登録を回復することができる。

(2) 長官は、当該意匠権を回復する条件として適当と認めるときは、本法により登録簿に登録すべきにも拘らずそのように登録されていない書類又は事項について、これを登録簿に登録すべき旨を要求することができる。

第 14 条 回復された失効意匠の所有者の権利

(1) 意匠登録が回復された場合は、登録意匠所有者の権利は、所定の規定に従うこと、及び意匠登録が失効した日と当該意匠登録の回復の日との間に当該意匠を使用する利益を利用し始めたかもしれない者又は契約その他でそれを利用するため明確な措置をとった者の保護又は補償のため課すのが適当であると長官が認める他の規定に従うことを条件とする。

(2) 意匠登録が失効した日と当該意匠登録の回復の日との間に犯された登録意匠の盗用又は当該意匠権の侵害に関しては、訴訟又はその他の手続を一切提起することができない。

第 15 条 販売による引渡し前の要件

(1) 登録意匠が適用された物品の販売による引渡し前に、意匠所有者は、次に掲げる事項をする。

(a) (登録出願時に正確な表示又は見本が提出されなかったときは)、所定数の意匠の正確な表示又は見本を長官に提供する。意匠所有者がその提供を怠るときは、長官は、意匠所有者

にその旨を通知の後，その者の名称を登録簿から抹消し，その結果意匠権は停止する。及び(b) 前記物品の各個に，所定の標章又は所定の文字若しくは図形を表示させて，当該意匠が登録されていることを示す。その表示を怠るときは，意匠所有者は，自己の意匠権の侵害に関する罰金又は賠償金を回収する権利を有さない。ただし，当該物品の表示を確保するため適正な方策をすべて講じたことを意匠所有者が証明する場合，又は侵害の発生は侵害者が当該意匠の意匠権の存在を知った後若しくはその存在の通知を受けた後であったことを意匠所有者が証明する場合は，この限りでない。

(2) 業界又は産業の利益のために，何らかの区分又は種類の物品について，標章に関する本条の何れかの要件を免除又は修正することが便宜である旨の陳情が，業界又は産業の立場から中央政府に対してされる場合において，中央政府は，適当と認めるときは，本法に基づく規則により，適当と認める範囲で，かつ，適当と認める条件を付して，当該区分又は種類の物品について，当該要件を免除又は修正することができる。

第 16 条 開示の意匠権への影響

意匠所有者による他人への意匠の開示であっても，当該他人が当該意匠を使用又は公開すれば誠意に反するような状況での開示，及び意匠所有者以外の者による誠意に反する意匠の開示，及び登録を意図する新規性又は創作性のある織物意匠を帯びる物品に対する最初のかつ非公開の受注については，当該意匠の登録が当該開示又は受注の後で得られるときは，当該意匠権を無効にする程の意匠の公開とはみなさない。

第 17 条 登録意匠の閲覧

(1) 意匠権の存続期間中，何人も，長官が当該意匠を特定することを可能にする情報を提供し，かつ，所定の手数料を納付の上，所定の方法で当該意匠を閲覧することができる。

(2) 何人も，長官に申請し，かつ，所要の手数料を納付の上，登録意匠の認証謄本を入手することができる。

第 18 条 意匠権の存在に係る情報

長官が当該意匠を特定できるような情報を提供する何人かの請求により，かつ，所定の手数料の納付があったときは，長官は，登録が当該意匠に関して存続するか否か，また，その登録が存続する場合は，何れの物品区分に関して存続するかをその者に通知しなければならない，かつ，登録日並びに登録意匠所有者の名称及び住所を記載しなければならない。

第 19 条 登録取消

(1) 利害関係人は，次に掲げる理由に基づき，意匠の登録後いつでも，意匠登録の取消申請を長官に提出することができる。すなわち，

(a) 当該意匠が先にインドで登録されている。又は

(b) 当該意匠が登録日前にインド又は何れかの外国で公開されている。又は

(c) 当該意匠が新規性又は創作性のある意匠ではない。又は

(d) 当該意匠が本法によれば登録可能ではない。又は

(e) 当該意匠が第 2 条(d)で定義した意匠ではない。

(2) 本条に基づく長官の命令に対しては高等裁判所に上訴し，長官は，いつでも当該取消申

請を高等裁判所に付託することができ、高等裁判所は、このように付託された申請について決定しなければならない。

第 20 条 政府を拘束する意匠

登録意匠は、何人にも効力を有すると同様に、あらゆる点で政府に対しても効力を有し、1970年特許法第 XVII 章の規定は、特許に対して適用されるのと同様に登録意匠にも適用される。

第 IV 章 産業及び国際博覧会

第 21 条 博覧会に係る規定

官報の告示により中央政府によって本条が適用される産業その他の博覧会における博覧会開催期間中若しくはその後の意匠若しくは意匠適用物品の展示又は意匠表示の公開，又は何人かによる他の場所における博覧会開催期間中若しくはその後の意匠若しくは物品の展示又は意匠表示の公開であって，意匠所有者の黙認若しくは同意を得ないものは，当該意匠が登録されることを妨げるものではなく，又は，その登録を無効にするものではない。

ただし，次に掲げる事項を前提とする。

(a) 当該意匠若しくは物品を展示し，又は意匠表示を公開する展示者が，長官に対し所定の様式で事前通知をすること，及び

(b) 登録出願が，意匠若しくは物品の最初の展示日又は意匠表示の最初の公開日から 6 月以内にされること

第V章 法的手続

第22条 登録意匠の盗用

(1) 意匠権存続期間中に、何人かが次に掲げる行為をなすことは違法とする。

(a) 意匠所有者のライセンス若しくは書面による同意のある場合を除き、販売目的で、当該意匠が登録されている物品区分の何らかの物品に、当該意匠又はその不正の明らかな模倣を適用し若しくは適用させること、又は当該意匠をそのように適用されることを可能ならしめる意図で何事かをなすこと、又は

(b) 当該意匠が登録されている物品区分に属し、かつ、それに当該意匠又はその不正の明らかな模倣を適用した物品を、販売目的で、登録意匠所有者の同意なしに輸入すること、又は

(c) 当該意匠又はその不正の明らかな模倣が、当該意匠が適用されている物品区分の何らかの物品に登録意匠所有者の同意なしに適用されていることを知りながら、当該物品の販売用に公開若しくは開示し、又は公開若しくは開示させること

(2) 本条に反する行為をなす者は何人も、各違反に対し次に掲げる責任を負う。

(a) 契約債務として取り立てられるべき25,000ルピーを超えない金額を登録意匠所有者に支払うこと、又は

(b) 意匠所有者が前記違反に対する損害賠償金の取立てを求め、かつ、その違反の繰返しに対する差止命令を求めて訴訟を提起したときは、裁定された損害賠償金を支払い、かつ、差止命令に従い差し止められること

ただし、(a)により何れか1意匠に係る取立合計額は、50,000ルピーを超えない。

ただし、さらに、本項による救済を求める訴訟又はその他の手続は、地方裁判所より下級の裁判所に一切提起してはならない。

(3) (2)により救済を求める訴訟又はその他の手続において、第19条により意匠登録が取り消される各理由は、抗弁の理由として援用できる。

(4) (2)の第2ただし書に拘らず、第19条により意匠登録が取り消される理由が、(2)による救済を求める訴訟又はその他の手続において、(3)による抗弁の理由として援用された場合は、当該訴訟又は前記その他の手続については、当該訴訟又は当該他の手続が係属している裁判所から判決を得るため高等裁判所に移管される。

(5) 裁判所は、(2)による訴訟において判決を下すときは、判決謄本を長官に送付し、長官は、意匠登録簿にその判決を登録させる。

第23条 特許に係る本法の一定の規定の意匠への適用

特許の有効性の証明書及び特許権者による訴訟手続をとる旨の根拠のない脅迫の場合の救済に係る1970年特許法は、特許の場合に適用されるのと同様に、登録意匠の場合にも適用される。その場合、意匠における意匠権への言及をもって特許への言及を代替し、意匠所有者への言及をもって特許権者への言及を代替し、かつ、意匠への言及をもって発明への言及を代替する。

第VI章 一般

手数料

第24条 手数料

- (1) 本法に基づく意匠登録及び意匠出願について、並びに意匠に関するその他の事項については、所定の手数料を納付しなければならない。
- (2) 本法又は本法に基づき制定された規則により手数料納付を要する手続については、手数料が納付されない限り、無効とする。

特許庁における登録簿及び他の書類に係る規定

第25条 信託の通知が登録簿に登録されないこと

信託の通知は、明示的、黙示的、推定的かを問わず、本法により保管される登録簿に登録しないものとし、又は長官により受理されない。

第26条 登録簿の閲覧及び抄本

本法に基づいて保管される各登録簿は、本法に従うことを条件として、便宜の時にはいつでも公衆の閲覧に供し、登録簿の登録事項の認証謄本は、特許庁印を捺印し、それを請求する何人にも所定の手数料の納付により与えられる。

ただし、当該登録簿の全部又は一部がコンピュータに保存されている場合は、本条による当該登録簿の閲覧は、そのようにコンピュータに保存された登録簿の関係登録事項のコンピュータ出力を閲覧することによりされる。

第27条 長官報告の特権

第45条にいう報告以外に、本法に基づいて長官がする報告又は長官に対する報告は、如何なる場合にも公開してはならず、又は公衆の閲覧に供してもならない。

第28条 出願が放棄された場合等の明細書、図面等の公開禁止

意匠出願が放棄又は拒絶された場合は、当該出願に関して提出済みの願書及び図面、写真、トレーシング、表示又は見本は、如何なる時も公衆の閲覧に供してはならず、又は長官により公開されてはならない。

第29条 誤記を訂正する長官の権限

長官は、所定の手数料を添えた書面による請求があるときは、意匠登録簿に登録された意匠の表示若しくは意匠所有者の名称若しくは住所における、又はその他の事項における誤記を訂正することができる。

第30条 譲渡及び移転の登録簿への登録

- (1) 何人かが、譲渡、移転、その他法の適用により、登録意匠の意匠権に対する権利を有する者となる場合は、その者は、自己の権利を登録するよう長官に申請することができ、長官

は、当該申請を受理し、かつ、当該権利の証明に納得するときは、当該意匠の所有者としてその者を登録し、登録簿に所定の様式で当該譲渡、移転又は権利に影響を及ぼす他の証書の登録をさせる。

(2) 何人かが、譲渡抵当権者、実施権者、その他の者として、登録意匠における権利を有する者となる場合は、その者は、長官に対して自己の権利を登録するよう申請することができ、長官は、当該申請を受理し、かつ、当該権利の証明に納得するときは、当該権利の通知を、当該権利を発生させる当該証書が若しあればその詳細をもって、意匠登録簿に所定の方法で記載させる。

(3) (1)又は(2)の目的で、意匠若しくは意匠の持分の譲渡、譲渡抵当権、ライセンス、又は意匠の他の権利の設定は、それらを書面とし、当事者間の契約がそれらの者の権利義務の準拠する諸条件をすべて包含する証書様式とされ、かつ、当該証書に基づく権利の登録申請書が、当該証書の作成から6月以内又は長官が所定の方法で申請があれば許可することがある6月を超えない付加期間内に、長官に所定の方法で提出されない限り、効力を有さない。ただし、当該証書は、(1)又は(2)により登録簿にその詳細が登録されたときは、その登録の日から効力を有する。

(4) 意匠所有者として登録された者は、本法に従うこと及び登録簿から他人に付与されていると認められる権利に従うことを条件として、当該意匠について、無条件に、譲渡し、ライセンスを許諾し、又はその他の方法で処分し、かつ、当該譲渡、ライセンス、若しくは処分の対価について有効な受領証を発行する権限を有する。

ただし、当該意匠に係る財産権が他の動産に関してと同様に行使できることを前提とする。

(5) 第31条による申請の場合を除き、(1)及び(2)に従って登録簿に登録されていない書類又は証書は、如何なる裁判所においても意匠の意匠権及びその他の権利を証明する証拠として受理されない。ただし、裁判所が、書面により記録される理由により別段の指令を発する場合は、この限りでない。

第31条 登録簿の更正

(1) 意匠登録簿への不登録若しくは脱落、又は当該登録簿に十分な理由なしにされた登録、又は当該登録簿に不正に存続している登録、又は当該登録簿への登録における誤記若しくは欠陥を不服とする者が所定の方法により申請したときには、長官は、自己が適当と認めるように登録をし、削除し、若しくは変更する命令を発し、かつ、相応に登録簿を更正することができる。

(2) 長官は、本条による手続において、登録簿の更正に関して決定することが必要又は便宜と思われる疑義を決定することができる。

(3) 本条に基づく長官の命令に対する不服申立は、高等裁判所に対してする。長官は、本条に基づく申請を高等裁判所の決定に付託することができ、高等裁判所は、そのように付託された申請を処理する。

(4) 登録簿を更正する裁判所の命令は、更正の通知が所定の方法により長官に送達されるべき旨を指示するものであり、長官は、その通知の受領により相応に登録簿を更正しなければならない。

(5) 本条の如何なる規定も、長官に対して、第19条に規定された意匠登録の取消命令を発する権限を付与するものとはみなされない。

第 VII 章 長官の権限及び義務

第 32 条 本法に基づく手続における長官の権限

本件についての規則に従うことを条件として、長官は、本法に基づき自己に対してされる手続において、証拠を受理し、宣誓を執行し、証人の出頭を強制し、書類の開示及び作成を強制し、証人尋問指令書を交付し、かつ、費用を裁定する上で民事裁判所の権限を有し、当該裁定は、管轄権を有する何れかの裁判所において、同裁判所の判決であるかの如く執行できる。

第 33 条 長官による裁量権の行使

本法により又は本法に基づき裁量権が長官に与えられている場合は、長官は、出願人に聴聞を(出願人により所定の期間内にそのように請求されているときは)受ける機会を与えることなく、当該裁量権を出願人に不利に行使してはならない。

第 34 条 中央政府の指令を受ける長官の権限

長官は、本法の施行上発生する疑義又は障害がある場合は、その件における指令を中央政府に申請することができる。

第 35 条 一定の場合における意匠登録の拒絶

(1) 長官は、その使用が公序良俗に反する虞れがあると判断する意匠について、その登録を拒絶することができる。

(2) 本条に基づく長官の命令に対しては、高等裁判所に上訴することができる。

第 36 条 高等裁判所への上訴

(1) 本法により長官命令に対する上訴が高等裁判所にされる旨宣言される場合は、その上訴は、長官により発せられた命令の日から 3 月以内にされなければならない。

(2) 前記 3 月の期間計算に当たっては、当該上訴の対象である命令の写しの交付に要した時間(あれば)は、除外する。

(3) 高等裁判所は、適当と認めるときは、当該上訴の決定に当たり専門家の補佐を受けることができ、高等裁判所の決定は、最終的なものとする。

(4) 高等裁判所は、同裁判所における本法に基づくすべての審理の処理及び手続について本法に適合する規則を制定することができる。

第 VIII 章 証拠等

第 37 条 長官に対する証拠

第 47 条により制定される規則に従うことを条件として、長官に対する本法に基づく手続において長官による別段の指示がない場合は、証拠は、宣誓供述書によって提出されなければならない。ただし、長官が適正と認める場合は、長官は、宣誓供述書による証拠の代わり又はその追加として、口頭による証拠を受けことができ、又は何れかの当事者が自己の宣誓供述書の内容に関して反対尋問を受けられることを認容することができる。

第 38 条 長官の証書が証拠であること

本法により又は本法に基づいて制定される規則により長官がなすべく授権されている登録、事項又は事柄について、長官の手元に置かれるべきものとされる証書は、登録がされたこと、その内容、及び当該事項若しくは事柄の作為又は不作為についての一応の証拠とする。

第 39 条 特許庁における書類の証拠

長官により認証され、かつ、特許庁印を捺印されたとされる特許庁における書類、及び特許庁に保管されている登録簿その他の帳簿の印刷され又は手書きされた写し又は抄本は、インドのすべての裁判所におけるすべての手続において、追加証拠又は原本を提出することなく、証拠として受理される。

ただし、裁判所は、証拠として提出された写しの正確性又は正統性について疑うに足る理由があるときは、原本又は必要と認める追加証拠の提出を求めることができる。

第 40 条 郵送による出願及び通知

特許庁において若しくは長官に対して又は本法により他の何人かに対して提出、作成、又は付与することについて授権若しくは請求されている願書、通知、その他の書類は、郵送することができる。

第 41 条 未成年者、心神喪失者等による宣言

(1) 何人も、未成年、心神喪失、又はその他行為無能力であるとの理由により、本法に基づいて請求され若しくは許容された何らかの陳述をすること又は何らかの事項をすることができないときは、当該行為無能力者の法定後見人、委員会、若しくは管理人(あれば)、又はそれらの何れも存在しないときは、その者の財産に関し管轄権を有する裁判所により選任された者が、そのような陳述をし、又は状況の許す範囲でそれに最も近似の陳述をし、かつ、当該行為無能力者の名義により、その代理として当該事項をすることができる。

(2) 選任は、行為無能力者の代理で行為する者、又は当該陳述をすること若しくは当該事項をすることに利害関係を有する者による申請により、本条の適用上、裁判所がすることができる。

第 42 条 一定の制限条件の無効

(1) 次の契約又はライセンスにおいて、次に掲げる効果を有する条件を挿入することは、違法とする。

- (i) 意匠が登録された物品の販売若しくは賃貸に関する契約において、又は
 - (ii) 意匠が登録された物品を製造し若しくは使用するライセンスにおいて、又は
 - (iii) 意匠が登録された物品を包装するライセンスにおいて、
 - (a) 意匠が登録されている物品以外の何らかの物品について、購入者、賃借人、又は実施権者に対して販売者、賃貸人、実施許諾者若しくはその者の被指名人から取得することを強制し、又は何人からも取得することを禁止し若しくは何人からも取得できるその者の権利を何らかの方法若しくは何らかの程度まで制限し、又は販売者、賃貸人、実施許諾者若しくはその者の被指名人以外の者から取得することを禁止すること、又は
 - (b) 意匠が登録されている物品以外の物品であって、販売者、賃貸人、実施許諾者、若しくはその者の被指名人により供給されないものについて、購入者、賃借人、又は実施権者に対して使用することを禁止し、それを使用できる購入者、賃借人、若しくは実施権者の権利を何らかの方法若しくは何らかの程度まで制限すること
- 前記の如何なる条件も、無効とする。
- (2) (1)(a)又は(b)に掲げた内容の条件は、それを含んだ契約が、意匠登録の物品の販売、賃貸、又はライセンスに関する契約の前後を問わず、個別に締結されたという事実があるとの理由のみでは、同項に該当する条件とならないとすることはできない。
- (3) 第 22 条に違反する行為についての何人かに対する訴訟において、登録意匠に関する契約であって本条により違法と宣言された条件を含む契約が、当該違反の時、有効であったことを立証することは、抗弁となる。
- ただし、本項は、原告が、当該契約の当事者ではなく、かつ、裁判所の納得するまで制限条件がその者の明示的又は黙示的の知識及び同意なしに契約書に挿入されたことを立証するときは、適用されない。
- (4) 本条の如何なる規定についても、
- (a) 特定の者の商品以外の商品を販売することのある者に対して禁止する契約の条件に影響を及ぼさない。
 - (b) 本条がなければ無効である筈の契約を有効にするものではない。
 - (c) 意匠が登録されている物品の賃貸借又は使用ライセンスについての契約において、賃貸人又は実施許諾者が自己若しくはその被指名人において、意匠が登録されている物品の新しい部品を必要に応じて供給し、又はその物品を修理に出し若しくはそのために保管する権利を留保する条件に影響を及ぼさない。
- (5) 本条は、本法の施行前に締結された契約に対しても、本条により違法と宣言された制限条件が当該施行から 1 年の満了後なお有効に存続するときはその限りにおいて適用される。

第 IX 章 代理

第 43 条

(1) 本法による長官に対するすべての出願及び通信，並びに長官に対するすべての出頭は，法曹専門家により又は名称及び住所が 1970 年特許法第 125 条により保管された特許代理人名簿に登録された代理人が又はそれを通じて署名し又はなすことができる。

(2) 長官は，自己が適当と認めるときは，次に掲げる事項を請求することができる。

- (a) 当該代理人がインドの居住者であるべきこと
- (b) インドに居住しない者はインドに居住する代理人を雇うこと
- (c) 出願人又はその他の者による自身の署名又は出頭

第 44 条 連合王国及びその他の条約国若しくは国家群又は政府間機関との相互協定

(1) 連合王国，又はその他の条約国若しくは国家群，又は政府間機関の構成国である国の何れかにおいて意匠保護を出願している者，又はその法律上の代表者若しくは譲受人は，単独か他人との共同かを問わず，本法による前記意匠の登録が他の出願人に優先し，かつ，場合に応じて，連合王国，又はその他の条約国若しくは国家群，又は政府間機関の構成国である国の何れかにおける出願と同一日付を有する旨を主張する権利を有する。

ただし，次に掲げる事項を前提とする。

(a) 当該出願が，連合王国，又は場合に応じてその他の条約国若しくは国家群，又は政府間機関の構成国である国の何れかにおける意匠保護の出願から 6 月以内にされること

(b) 本条における何れの事項も，当該意匠がインドにおいて実際に登録される日より前に発生した盗用に対する賠償金を回収する権利を意匠所有者に付与するものではないこと

(2) 意匠登録は，出願可能期間として本条に指定する期間中に，インドにおいて当該意匠が展示若しくは使用されたこと，又はその説明若しくは表示が公開されたことのみを理由としては，無効にされない。

(3) 本条に基づく意匠登録の出願は，本法に基づく通常の出願と同様の方法でされなければならない。

(4) 連合王国，又は本件について中央政府により通知されるその他の条約国若しくは国家群又は政府間機関の構成国である国の議会がインドにおいて登録された意匠の保護のため納得すべき規定を制定していることが中央政府に判明する場合は，中央政府は，官報告示により，本条について，当該告示に定める変更又は追加事項があればそれを含め，連合王国，当該他の条約国，又は場合に応じて国家群若しくは政府間機関の構成国である国において登録された意匠の保護にも適用する旨を指令することができる。

説明 - - (1) 本条に言う「条約国」，「国家群」，又は「政府間機関」とは，それぞれ，1967 年ストックホルムで改正され，1979 年に修正された工業所有権の保護に関する 1883 年パリ条約，及び世界貿易機関の設立を規定した多国間貿易交渉についてのウルグアイラウンドの最終結果を包含する最終法が適用される条約国，国家群，又は政府間機関を意味する。

説明 - - (2) (1) に掲げた保護について 2 以上の出願が，連合王国，又は 1 以上の条約国，国家群若しくは政府間機関の構成国である国において類似の保護についてされた場合は，同項 (a) に掲げた 6 月の期間は，場合に応じて，当該出願のうち最先の出願日から起算される。

第 45 条 議会に提出すべき長官の報告書

中央政府は、議会の両院に対して長官により又はその下で本法の執行に関する報告書を 1 年に 1 回提出させなければならない。

第 46 条 インドの安全保障

本法の他の規定に拘らず、長官は、

(a) 本法による意匠登録に関する情報又は意匠登録の出願であって、長官がインドの安全保障上有害と認めるものを開示してはならず、かつ

(b) 本法により登録された意匠であって、中央政府がインドの安全保障上官報告示により指定することがあるものの登録取消に関する措置を講じなければならない。

説明 - - 本条に言う「インドの安全保障」とは、インドの安全保障上必要な何らかの行動であって、戦争に使用されるか、又は軍事施設の目的、若しくは戦争目的、若しくは国際関係上その他の緊急事態の目的で直接、間接に適用される物品に対して本法により登録された何らかの意匠の適用に関係するものを意味する。

第 X 章 中央政府の権限等

第 47 条 規則を制定する中央政府の権限

- (1) 中央政府は、官報告示により、本法の目的を達成するための規則を制定することができる。
- (2) 特に、当該規則には、前記権限の原則を害することなく、次の事項のすべて又は何れかを規定することができる。すなわち、
- (a) 願書様式、その特許庁に対する提出方法、及び第 5 条(2)によりそれに添えるべき手数料。
 - (b) 第 5 条(5)により登録を実施すべき期間
 - (c) 第 6 条(1)による登録のための物品分類
 - (d) 第 7 条により公告されるべき意匠の詳細及びそれらの公告の方法
 - (e) 第 8 条(1)により異議申立をする方法
 - (f) 第 8 条(5)により長官に申請する方法、及び第 6 条(1)により意匠登録簿に登録すべきその他の詳細
 - (g) 意匠登録簿に登録を要する追加事項、及び第 10 条(1)によりコンピュータ、フロッピーディスク又はディスクで当該登録簿を保存するに当たりするべき安全保護措置
 - (h) 第 11 条(2)により、意匠権存続期間を延長するための申請方法及び納付すべき手数料、並びに当該延長について納付を要する手数料
 - (i) 第 12 条(1)により意匠の回復申請の方法、及びそれに伴い納付すべき手数料
 - (j) 第 12 条(2)による申請に含まれた陳述書の証明方法
 - (k) 第 13 条(1)による意匠登録の回復のため納付すべき追加手数料
 - (l) 第 14 条(1)により登録意匠所有者が従うべき規定
 - (m) 第 15 条(1)(a)により長官に提供すべき正確な表示又は見本の数
 - (n) 物品に標記しなければならない標章、文字、又は図形であって、物品が第 15 条(1)(b)により意匠が登録されている旨を示すもの
 - (o) 第 15 条(2)による標記に関する同条の要件の何れかを物品の区分又は種類について免除し又は修正する規則
 - (p) 第 17 条(1)による閲覧のため納付すべき手数料及び及び閲覧方法
 - (q) 第 17 条(2)による意匠の認証謄本を取得するため納付すべき手数料
 - (r) 第 18 条による長官の通知について納付すべき手数料
 - (s) 第 21 条ただし書(a)により通知するための様式
 - (t) 第 24 条(1)により意匠登録及びその出願に関して、並びに意匠に関係するその他の事項に関して納付すべき手数料
 - (u) 第 26 条により登録簿の登録事項の認証謄本の交付を受けるため納付すべき手数料
 - (v) 第 29 条により誤記を訂正するための請求書に添えるべき手数料
 - (w) 意匠所有者としての登録のために出願をすべき様式、及び長官が第 30 条(1)により権原を生じる譲渡、移転、又はその他の証書を登録簿に記載させる方法
 - (x) 権原の申請に際して使用しなければならない様式、及び長官が当該権利の通知について、第 30 条(2)により当該権利を設定する証書(あれば)の詳細と共に、意匠登録簿に記入させる方法

- (y) 登録の願書及び第 30 条(3)に掲げた期間延長の申請書の提出方法
 - (z) 第 31 条(1)による長官に対する申請方法
 - (za) 第 31 条(4)により長官に対して更正の通知を送達すべき方法
 - (zb) 第 32 条により長官に対する手続を規制する規則
 - (zc) 第 33 条により長官による聴聞を受けるため出願人に付与すべき期間
 - (zd) 第 36 条(1)による上訴に添えるべき手数料
 - (ze) 所定を要するか又は所定ができるその他の事項
- (3) 本条により規則を制定する権限は、先の公示後に制定される規則の条件に従う。
- (4) 本法により制定される各規則は、制定後できる限り速やかに、議会の開会中は、議会の 1 会期又はそれに続く 2 以上の継続会期からなる 30 日の全会期の間、議会の各院に上程し、当該会期の直後の会期又は前記継続会期の満了前に、両院が当該規則の修正について同意し、又は両院が当該規則は制定すべきでない旨を同意するときは、当該規則は以後、場合に応じて修正形態でのみ効力を有するか、又は効力を有さない。ただし、そのような如何なる修正又は取消も本法に基づいて以前にされた事項の有効性を害することがない。

第 XI 章 廃止及び除外

第 48 条 廃止及び除外

- (1) 1911 年意匠法は、本法により廃止する。
- (2) 廃止に関する 1897 年一般条項法に含まれた規定を害することなく、1911 年意匠法に基づいてされ、交付され、付与され、又はされた何らかの告示、規則、命令、要件、登録、証明書、通知、決定、認定、指示、許可、委任、同意、申請、請求、若しくは事項であって、本法の施行時に有効であるものは、なお引き続き有効なものとし、本法の対応規定によりされ、交付され、付与され、又はされたかのような効力を有する。
- (3) 本法は、本法の施行時に係属している意匠登録の出願、それに伴う手続、及びそれについて付与された登録に適用される。
- (4) 本法に含まれた規定に拘らず、本法の施行時に裁判所に係属している訴訟は、本法が可決されなかったかのように、引き続き同裁判所でされる。
- (5) (2)に含まれた規定に拘らず、本法の施行前に登録された意匠権の満了日は、本法に従うことを条件として、それが登録された 5 年の期間の直後の日又は原期間の満了から第 2 期の意匠権期間の延長がされた 5 年の期間の直後の日とする。